

議案第7号

都市公園を設置すべき区域を定めることについて

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、次のとおり都市公園を設置すべき区域を定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

大網白里市長 金坂昌典

1 都市公園を設置すべき区域

大網白里市四天木字宮ノ前甲2, 982番1及び四天木字北下谷1, 341番の一部

2 面積

約1,600平方メートル

3 区域図

別図のとおり